

○木曾広域連合議会公印規程

〔平成18年5月1日
規程第8号〕

改正 平成20年12月1日 規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、木曾広域連合議会で使用する公印の名称、管守者、形状その他管理において必要な事項を定める事を目的とする。

(公印の名称及び管守者)

第2条 公印の名称及び管守者は、次のとおりとする。

名 称	管 守 者
議会印	議会事務局長
議長印	議会事務局長
議会運営委員会委員長印	議会事務局長
総務常任委員会委員長印	議会事務局長
福祉環境常任委員会委員長印	議会事務局長
経済観光常任委員会委員長印	議会事務局長

2 公印の形状は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 この規程に定めるもののほか、公印の管理において必要な事項は、木曾広域連合公印規則（平成11年木曾広域連合規則第9号）の規定に準ずるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成20年5月29日から適用する。

別表（第2条関係）

議会印



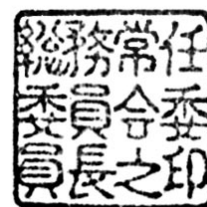
議長印



議会運営委員会
委員長印



総務常任委員会
委員長印



福祉環境常任委員会
委員長印



経済観光常任委員会
委員長印

